

各位

2020年3月11日
maneo マーケット株式会社
代表取締役 佐藤 友彦

営業者 Crowd Lease に対する保全管理命令申立および破産申立のお知らせ(続報2)

2020年1月9日付「営業者 Crowd Lease に対する保全管理命令申立および破産申立のお知らせ」にてお知らせいたしました株式会社 Crowd Lease に対する保全管理命令申立および破産申立に関する続報をお知らせいたします。

1. 営業者株式会社 Crowd Lease に対する破産申立て、保全命令申立ておよび包括的禁止命令申立てについて

当社は新体制となって以降、営業者である株式会社 Crowd Lease 社（以下、「CL社」といいます。）への情報開示および CL 社の債権についてのパーティール債権回収株式会社（以下「パーティール」）への回収委託を提案し、延滞解消を図るための方策を検討するよう CL 社に依頼しておりましたが、CL 社からは当社が求める十分な資料開示も回収委託に関する回答も得られませんでした。

当社は、十分な回答が得られない状況が続くと、投資家の皆様に対する情報開示ができないばかりか、債権の悪化を招き投資家の皆様の元本毀損へつながると考え、当社が保有する CL 社に対する債権を基に東京地方裁判所に破産手続開始の申立て、保全管理命令の申立ておよび包括的禁止命令の申立てを行い、2020年1月7日、保全管理人（山王シティ法律事務所 福田大助弁護士）が選任されました。

2. 破産申立て、保全命令申立ておよび包括的禁止命令申立ての進捗状況について

破産申立て、保全命令申立ておよび包括的禁止命令申立てについて、東京地方裁判所において、2020年3月10日に第3回審尋が行われました。なお、当社第3回審尋では、同年1月22日付「営業者 Crowd Lease に対する債権者破産申立てに関するご案内」にてお知らせいたしました投資家による債権者破産申立ての第2回審尋も同時に行われ、次回の審尋期日については改めて裁判所から指定される旨の説明がありました。

3. 本件に伴う情報開示について

今後、裁判の進捗の都度、適宜ホームページによるお知らせまたはメール配信等によりご報告をいたします。

以上

■本リリースに関するお問い合わせ

Mail : info@maneo-market.jp

FAX : 020-4664-4308